

富士山火山編

目次

富士山火山編

第1章 総論	1
第1節 地域防災計画・富士山火山編の概要.....	1
第2節 活火山としての富士山.....	1
第3節 富士山との共生.....	1
第4節 富士山の現況等.....	1
第5節 想定火口範囲及び想定される噴火現象とその危険性.....	3
第6節 本市において想定される火山災害と影響想定.....	11
第7節 噴火警報・火山情報等の種類と発表基準.....	20
第2章 災害予防計画	25
第1節 防災組織の充実.....	25
第2節 災害に強いまちづくり.....	25
第3節 防災関連施設・地域防災力等の把握.....	26
第4節 火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育.....	26
第5節 防災訓練.....	27
第6節 火山専門家との連携体制の整備.....	28
第7節 自主防災活動.....	28
第8節 各施設等の防災対応力の向上.....	29
第9節 避難活動体制の整備.....	29
第10節 災害ボランティア支援体制の整備.....	31
第11節 要配慮者支援体制の整備.....	31
第12節 医療救護体制の整備.....	32
第3章 災害応急対策計画	33
第1節 応急活動体制.....	33
第2節 職員配備計画.....	33
第3節 情報の伝達・収集・広報.....	35
第4節 避難行動.....	38
第5節 避難所の開設・運営.....	42
第6節 避難区域・警戒区域の見直し.....	42
第7節 一時帰宅の実施.....	42
第8節 交通応急対策.....	43

第9節	食料及び生活必需品の調達	43
第10節	飲料水の確保、給水活動	43
第11節	社会秩序安定のための活動	44
第12節	降灰対策	44
第13節	被害拡大防止対策	45
第14節	災害救助法の適用計画	45
第15節	応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画	45
第16節	残留者・行方不明者等の捜索	45
第17節	要配慮者支援対策	45
第4章	継続災害・復旧・復興計画	46
第1節	計画の方針	46
第2節	激甚災害の指定に関する計画	46
第3節	継続災害	46
第4節	風評被害発生時の防止対策	46
第5節	恒久住宅等の供給・再建	47
第6節	税の減免・公共料金の特例措置等	47
第7節	噴火災害発生後の新たな地域づくり	47

第1章 総論

第1節 地域防災計画・富士山火山編の概要

この計画は、市民等の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、富士山火山防災対策協議会（以下「協議会」という。）が策定した「富士山火山避難基本計画（令和5年）」（以下「避難基本計画」という。）に基づき、市、県、防災関係機関等が必要な予防・応急対策等について定めたものである。

本編に規定があるものを除いては、一般災害編による。

第2節 活火山としての富士山

気象庁の定義による活火山とは、概ね過去1万年以内に噴火した証拠がある又は活発な噴気活動がある火山をいい、日本には、111の活火山があり、現在は休火山や死火山という用語は用いられない。富士山は、過去5,600年間の間に約180回の噴火が確認されており、国内でも有数の活動的な活火山である。

富士山は、日本の中央に位置し、広大なすそ野を形成している。その周囲には多くの人口が存在しているため、大規模な噴火の場合、被害規模や影響は、甚大なものになることが予想される。また、噴火時には過去の履歴から、噴火に伴うあらゆる現象が発生する可能性が想定される。

第3節 富士山との共生

富士山は、火山としての興味深い知識を豊富に得ることのできる火山資源であるとともに、優れた景観や豊富な動植物、水資源、高原野菜等は、火山による恩恵であり、地域住民の生活の一部を支えている。このため、富士山の自然環境や恵みへの理解を深めながら、環境教育、災害に強い地域社会の形成や火山に関する教育・普及・啓発を行い富士山との共生を図る必要がある。

第4節 富士山の現況等

第1 富士山の概要（地形、地質、その他）

富士山は、フィリピン海プレート、北米プレート、ユーラシアプレートが接する地域に位置する玄武岩質の成層火山で、山体の体積は約500Km³と我が国陸域の火山の中で最大である。山腹斜面の勾配は、標高1,000m以下では10度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっている。

第2 富士山の活動史

- 1 火山はその一生の中で活動の特徴を変えることが多い。そこで、活動の特徴が類似する期間を「期」あるいは「ステージ」などとしてまとめることで、火

山の噴火史の区分を行うことが一般的に行われる。このような噴火史の区分やその境界年代は、研究の進展によって変化しうる。

富士山の総合的調査結果である産業技術総合研究所地質調査総合センターの富士山地質図（第2版）（高田ほか、2016）では、現地調査で明らかになった富士火山噴出物の上下関係と多くの放射性炭素年代値を総合的に検討して、新しい富士山の噴火史を構築し、年代区分を行った。約17,000年前頃に始まる溶岩大量流出を境に、それ以前を星山期（約10万年前～約17,000年前）、それ以後を富士宮期（約17,000年前～約8,000年前）と須走期（約8,000年前以降）としている。須走期は、火山活動の低下を示す富士黒土層を形成した須走-a（約8,000年前～約5,600年前）、山頂及び山腹からの溶岩流出により今見られる円錐形の火山体が形成された須走-b（約5,600年前～約3,500年前）、山頂及び山腹での爆発的噴火が卓越した須走-c（約3,500年前～約2,300年前）及び山腹割れ目噴火が繰り返された須走-d（約2,300年前以降）に分けられている。

なお、宮地（1988）等で区分されていた古富士火山は「星山期」に新富士火山は「富士宮期」「須走期」に相当する。

噴火年代区分

年代区分		時期	主な噴火口の位置	噴火の傾向
星山期		約10万年前～ 約17,000年前	-	爆発的噴火 複数回の山体崩壊 ^{※2}
富士宮期		約17,000年前～ 約8,000年前	-	溶岩の大量流出
須走期	須走-a期	約8,000年前～ 約5,600年前	(静穏期)	小規模な火砕物の噴出(富士黒土層 ^{※3} の主要部分形成)
	須走-b期	約5,600年前～ 約3,500年前	山頂と山腹	溶岩の流出、火砕流の発生(現在の円錐形の火山体の形成)
	須走-c期	約3,500年前～ 約2,300年前	山頂と山腹	爆発的噴火、火砕流の発生 山体崩壊 ^{※2}
	須走-d期	約2,300年前～現在	山腹	溶岩の流出 爆発的噴火(宝永噴火)

※1 噴火年代区分の須走期等の名称は模式地の地名による。

※2 山体崩壊の発生の要因は複数あり、噴火によるものか否かは特定できていない。

※3 火山灰があまり降らなかったことにより、植物が茂りそれが腐ってできる黒土（腐植土）に富む地層

2 富士山は、日本にある山の最高峰であり、山頂を中心に北西から南東方向に約100個の側火口がある。

有史後の主な噴火は、貞観6～8年（西暦864～866年）の貞観噴火で、北西山腹から大量の溶岩を流出し、また、宝永4年（西暦1707年）の宝永噴火では、南東山腹から噴火し、江戸（東京都）にも大量の火山灰を降らせた。

以来300年余、現在まで静かな状態が続いている。しかし、平成12年10月から12月、及び翌年4月から5月には富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されなかったため、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかったが、改めて富士山が活火山であることが認識されたところである。

○富士山の主な災害の歴史

「郷土史年表」等による富士山の主な火山災害は次のとおりである。

800(延暦19.4～)	富士山大噴火 大量の火山灰を噴出（日本紀略）
864(貞観6.5.～)	富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める (貞観大噴火) (三代実録)
1083(永保3.2.28)	富士山大噴火 (扶桑略記)
1707(宝永4.11.23)	未明から富士山大噴火、宝永山が出現する (宝永大噴火)

第3 富士山における噴火の特徴

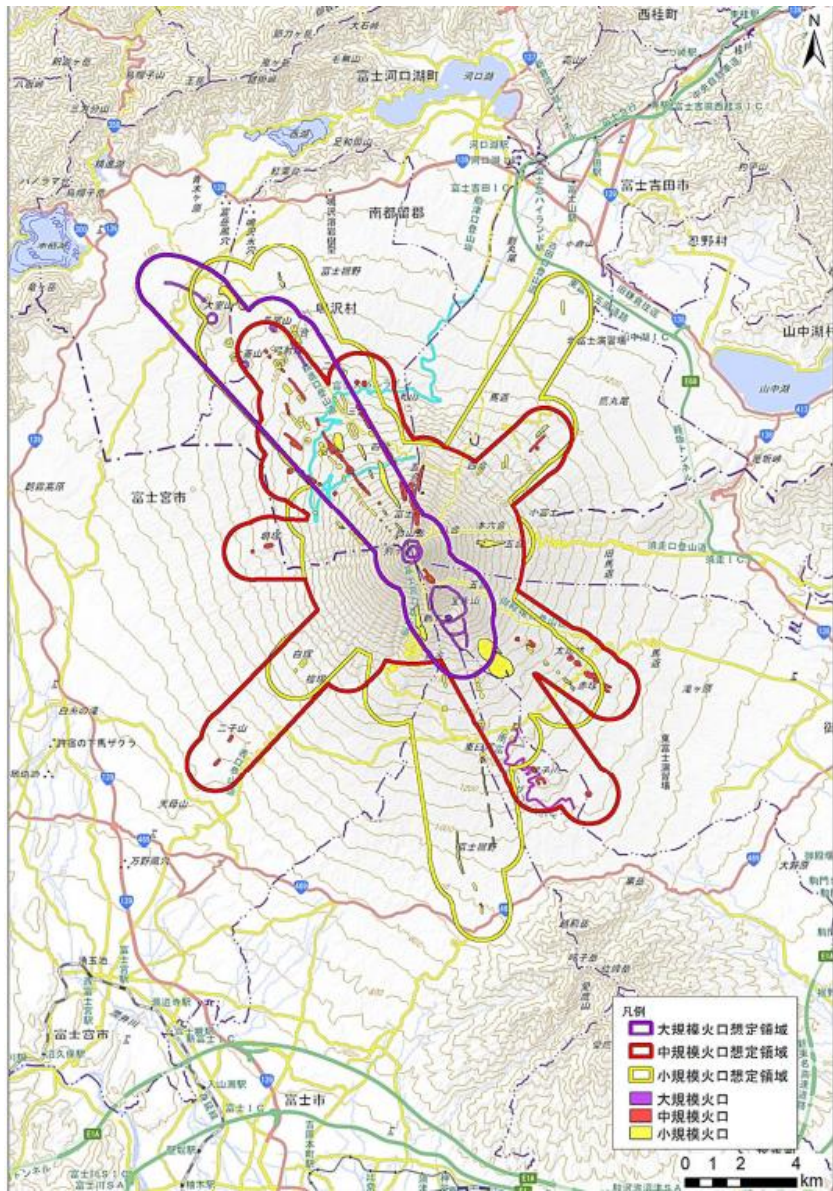
噴火の主な特徴は、次のとおりである。

- 1 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火、及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。
- 2 山頂の火口では繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では近隣の火口からの噴火は認められるが、同一火口からの再度の噴火は確認されていない。
- 3 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約2,300年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。
- 4 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも西暦781年以降10回の噴火が確認されている。

第5節 想定火口範囲及び想定される噴火現象とその危険性

第1 想定火口範囲

協議会の富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年3月）で示されたとおり、約5,600年前以降、これまでに噴火した火口と、その関係性や地質調査の状況に基づき、火口が今後形成される可能性が高い範囲（これまでに形成された火口や、それらの火口を山頂まで結んだ線から外側1kmの外周を結んだ領域、山頂から半径4km以内の全領域）を想定火口範囲とする。



出典：富士山ハザードマップ想定火口範囲 富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年）

第2 想定される火山現象とその危険性

1 想定される前兆現象

火山性地震	火山体およびその周辺で起きる震源が浅い地震。マグマの動きや熱水の活動等に関連して発生するものや、噴火に伴うものもある。多くは、身体に感じない小さな地震であるが、時として震度5から6弱程度の強い揺れになる恐れもある。
火山性微動	地面の連続的な振動を、火山性地震と区別して火山性微動という。火山活動が活発化したときや火山が噴火したときに多く観測される。
山体膨張	マグマの貫入等により、山体の一部が膨張する現象である。
火山ガス・噴気	火山ガスは、マグマに溶け込んでいたガス成分が、マグマから分離し、火口や噴気孔から放出される気体成分である。大部分は水蒸気であるが、二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素等の有毒な成分を含むことがある。

2 富士山で想定される噴火現象とその解説

火口形成	火口とは、地下のマグマや火山ガスに運ばれた岩塊などが噴出する穴あるいは割れ目である。 噴火中の火口またはそのごく近傍では生命に危険が及ぶが、噴火前の段階では、想定火口範囲内のどこに火口ができるか特定できないため、噴火前に想定火口範囲のエリア外への避難とする。
火砕流・火砕サージ	高温の岩石・火山灰・火山ガスの混合物が、一団となって斜面を高速で流下する現象である。火砕流よりも密度が小さく、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と火山灰などが混じった熱風を、火砕サージと呼ぶ。いずれもその破壊力は大きく、巻き込まれた建物は消失し、人は死傷する。また、その速さは高速走行の自動車程度であるため、噴火前に影響範囲外に事前に避難する必要がある。
大きな噴石	気象庁では、噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石を噴石と呼んでおり、防災上の観点から「大きな噴石」および「小さな噴石」に区分している。概ね20～30cm以上の、風の影響をほとんど受けず弾道を描いて飛散するものを「大きな噴石」と呼んでおり、その速度は時速100kmを超えると考えられている。大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することもある。特に、火口から半径2km～4kmの範囲は、大きな噴石がたくさん飛散する可能性があるため危険である。直径数cm程度の小さな噴石は、風の影響を受け遠く離れた地域にも到達することがある。西暦1707年の宝永噴火では、上空の強い西風に乗って、火口から10kmほど離れた場所で20cm程度の軽石が到達し、さらに20km離れたところでも数センチの軽石が到達した。
溶岩流	火口から噴出したマグマが重力によって地表を流下する現象で、富士山の溶岩流の温度は1,200度ぐらいと高温であり、溶岩流の進路上にある家や道路を埋め近くの木々を燃やす。流れの速さは温度などの条件によって様々であるが、通常は、人が歩く程度若しくはそれより遅い速さであり、流下状況に合わせた段階を踏んだ避難が可能である。
融雪型火山泥流	雪が積もっている季節に噴火が発生し、火砕流などによって斜面の雪が融けて、土砂を取り込んで高速で流れ下る現象である。主に谷底など低いところを流れ下るが、大量の泥流が流れると、谷をあふれて流れる危険性もある。山頂付近から一気に高速で流れ下るので、発生後の避難は困難であることから積雪期には建物の倒壊または2階への浸水のおそれがある地域では噴火前の立ち退き避難が必要となる。
降灰	噴火によって火口から上空に放出された火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、地表に降下する現象で、火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあり、降灰堆積厚によっては、堅牢な建物への避難が必要となる。
小さな噴石	直径数cm程度の、風の影響を受けて遠方まで流されて降下する噴石のことであり、火口から10km以上離れた地域まで到達することがある。直

	径10cm程度のものが飛来することもあり、これらが人体に直撃すると非常に危険であるため、屋内に退避し安全を確保する必要がある。 また、直径10cmを超えるサイズのものには内部が高温である可能性があり、火災の原因にもなるため、注意が必要である。
降灰後土石流	山の斜面に積もった火山灰が、雨で流れて高速で流れ下る現象であり、少量の降雨でも発生し、広範囲に流出するおそれがある。 なお、降灰後だけでなく、降灰中や噴火終息後、長期間にわたって発生することがあるため、注意を要する。10cm以上の降灰が生じ、かつ時間雨量10mmを超える降雨が生じた場合には、溪流付近からは速やかに立ち退く必要がある。

3 避難対象エリアの設定

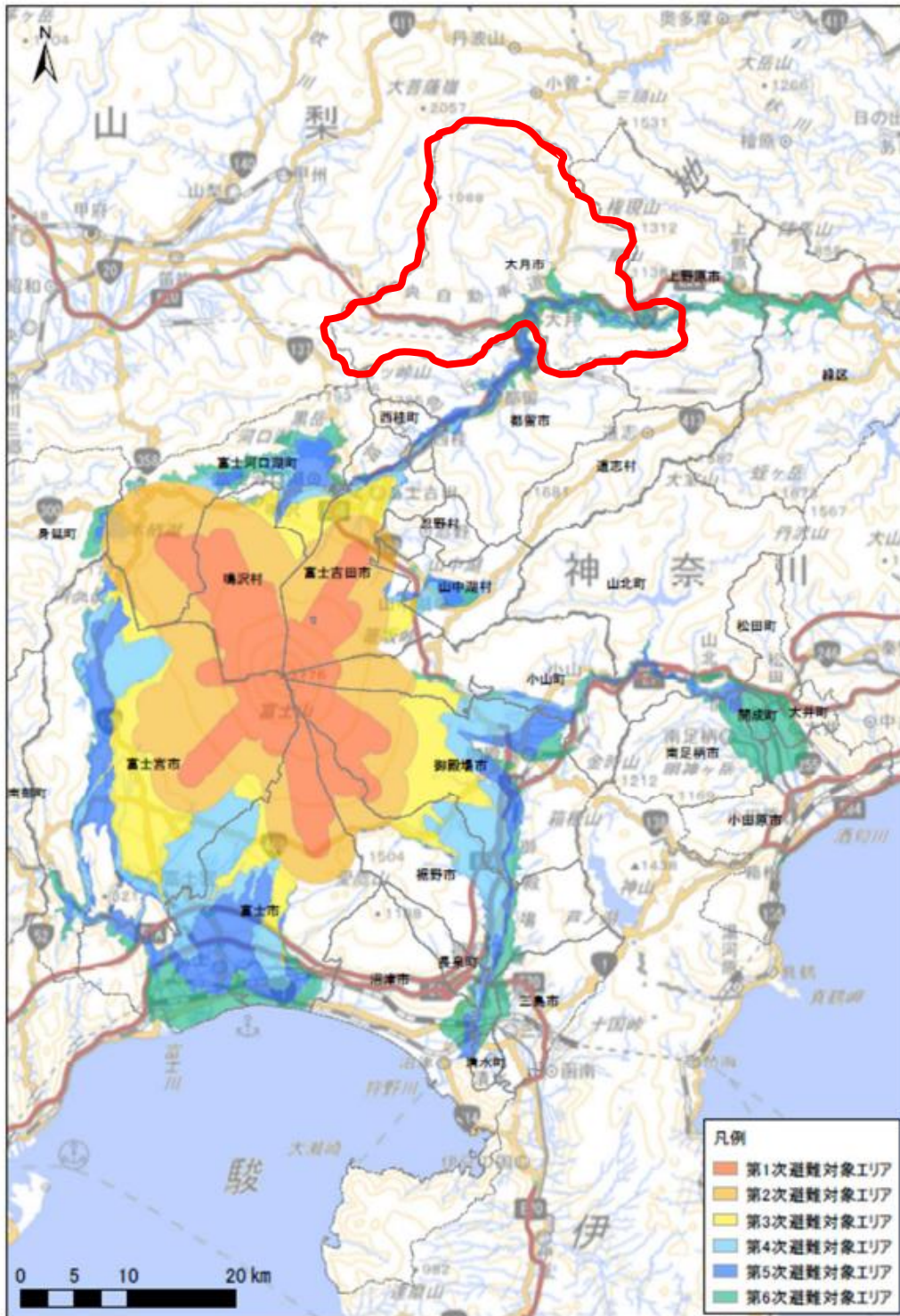
避難基本計画では、噴火現象の影響想定範囲は、溶岩流が最終的に到達する可能性がある範囲とし、これを第1次から第6次までの6つの避難対象エリアに区分している。

第1次避難対象エリアは、想定火口範囲とし、第2次避難対象エリアは、火砕流等や大きな噴石が到達する可能性がある範囲とし、第3次から第6次避難対象エリアは、溶岩流の到達時間により設定がされている。

本市は、第5次及び第6次避難対象エリアとなっている、

避難対象	対象とする範囲（可能性マップの示す範囲）
影響想定範囲	可能性マップの示す範囲（火口形成、火砕流・火砕サージ、大きな噴石、溶岩流）
第1次避難対象エリア	想定火口範囲
第2次避難対象エリア	火砕流・火砕サージ、大きな噴石が到達する可能性のある範囲
第3次避難対象エリア	溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲
第4次避難対象エリア	溶岩流が24時間以内に到達する可能性がある範囲
第5次避難対象エリア	溶岩流が7日間以内に到達する可能性がある範囲
第6次避難対象エリア	溶岩流が最終的（最大で57日間）に到達する可能性がある範囲

出典：溶岩流等避難対象エリアの設定 富士山火山避難基本計画（令和5年）



出典：溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア 富士山火山避難基本計画（令和5年）

噴火後の対応（その1）	
第1次避難対象エリア (噴火前に避難済み)	<p>【噴火後、降灰・小さな噴石の影響が生じた地域】ステーション4に移行 降灰・小さな噴石からの避難は、屋内退避であることに留意</p> <ul style="list-style-type: none"> 降灰や小さな噴石の落下が見込まれるため、まずは、原則、屋内で安全確保 木造家屋で降灰厚30cm以上かつ降灰により重量が増すと倒壊のリスクが生じるため、きしみや垂みが生じた場合、速やかに近隣の堅牢な建物に立ち退き避難し、救援を待つ 溶岩流の流下、家屋倒壊の可能性、降灰後土石流が発生する可能性、近隣での火災などが生じた場合は、速やかに立ち退き避難を行うが、降灰中はヘルメット・ゴーグル・マスク等を着用し安全を確保する 大規模な降灰が発生した後は、車両での移動が困難となるため、むやみに影響範囲外に離脱せず、自治体が発する情報に注意 支柱間が長い建物（一部の体育館など）は、降灰の重みで屋根が損傷する可能性があるため、降灰時に避難所とすることは避ける
第2次避難対象エリア (噴火前に避難済み)	
第3次避難対象エリア (避難行動要支援者は、噴火前に避難済み)	
第4次避難対象エリア	
第5、6次避難対象エリア	

留意事項

噴火直後は、火口位置及び溶岩流流下の有無を確認し、流下が認められる場合、溶岩流からの避難行動を実施する。

火山灰の直接的影響により生命・身体に深刻な危険が及ぶものではない。(降灰による建物倒壊や火災を除く)ただし、小さな噴石は高速で落下するため、ヘルメット等で身体保護が必要。車のフロントガラスが破損する場合もある。

車のスタックによる道路機能が失われると、その後の応急対応が困難となるため、避難時に自家用車の使用は控える。

停電・断水・物流の停滞により生命・身体に危険が及ぶ場合は安全なエリアまで避難させる。

噴火に伴い規模の大きい地震が発生する可能性がある。地震動により、道路の通行に障害が発生する可能性があることに留意。

噴火後の対応（その2）	
第1次避難対象エリア (噴火前に避難済み)	<p>エリアに関わらず、噴火後は、噴煙・火山灰の有無、風向きに注意 ⇒ 降灰が生じている際は、自家用車での移動は控え、「噴火後の対応（その1）」の対応も参考とする。</p> <p>(避難済み)</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全確認 逃げ遅れが生じた場合は、火山活動が小康状態になった段階で対応（第1次エリアも同じ） 噴火の状況により避難拡大を検討 <p>【溶岩流の流下方向】ステーション4に移行し、必要により避難対象地域を拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 溶岩流が流下しない方向 安全を確認後、避難行動要支援者の避難解除 被災エリアの支援実施（避難者の受入、応援部隊の派遣等）の可否を判断 <p>【溶岩流の流下方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報に注視し、順次ステーションの引き上げ <p>【溶岩流が流下しない方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災エリアの支援実施の可否を判断 <p>【溶岩流の流下方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報に注視し、順次ステーションの引き上げ 被災エリアの支援実施の可否を判断
第2次避難対象エリア (噴火前に避難済み)	
第3次避難対象エリア (避難行動要支援者は、噴火前に避難済み)	
第4次避難対象エリア	
第5、6次避難対象エリア	

留意事項

噴火直後は、第3次避難対象エリアのうち、特に溶岩流が短時間で到達する地域では、離脱行動をとる。

噴火の状況（溶岩流の流下規模）により避難の拡大・縮小を行う。

火山灰の影響が少ない場合であっても、避難は後歩または行政が誘導する車両により避難することで、深刻な交通渋滞の発生を抑制するとともに、確実な避難が期待できる。

溶岩流が流下した土地は、発災前と同じ用途で使用することは困難。

このため、溶岩流流下エリアについては、避難指示解除後も、仮設住宅など移住先を確保する必要があることに留意する。

噴火に伴い規模の大きい地震が発生する可能性がある。地震動により、道路の通行に障害が発生する可能性があることに留意。

噴火後の対応（その3）	
第1次避難対象エリア (噴火前に避難済み)	<p>【陸型型火山泥流への備えとして、立ち退き避難が必要な地域からは、原則として噴火前に避難するため、それ以外の地域での対応を記載】</p> <p>噴火時の積雪状況、融雪型火山泥流ドリルマップ（危険度区分、最短到達時間）等を参考に必要に際してステーション4に移行</p> <ul style="list-style-type: none"> 融雪型火山泥流は、避難する時間的余裕がないため、噴火発生直後は、2階以上へ垂直避難し、安全を確保する むやみに屋外へ出ると流下する泥流に巻き込まれる可能性があるため、まずは、屋内で安全を確保する 泥流が流下した後は、堆積物により自動車での移動が困難となるため、自家用車での移動は控える
第2次避難対象エリア (噴火前に避難済み)	
第3次避難対象エリア (避難行動要支援者は、噴火前に避難済み)	
第4次避難対象エリア	
第5、6次避難対象エリア	

留意事項

融雪型火山泥流に襲いて、溶岩流が流下する可能性があるため、溶岩流の流下方向では、必要に応じて避難を開始する。

積雪時には、河川区域からの立ち退きを徹底する。

融雪型火山泥流の流下後は、堆積物により車両での移動が困難となるため、市町村外への避難が必要となる場合、通行可能なルートの選定や移動のための車両手配を実施する。

出典：富士山火山の噴火シナリオ（噴火発生後の対応） 富士山火山避難基本計画（令和5年）

避難対応 ステージ	一般住民	避難行動 要支援者	避難所	福祉避難所	その他の避難対策等
ステージ4	避難開始	避難開始 又は 避難済み	開設	開設 又は 開設済み	安否確認
ステージ3	避難準備	避難開始	開設準備	開設	安否確認
ステージ2	避難準備	避難準備	開設準備	開設準備	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の確認 ・避難行動要支援者の移動手段確保 ・情報伝達方法の確認
ステージ1	情報収集	避難準備	必要に応じて 開設準備	開設準備	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の確認 ・避難行動要支援者の移動手段確保 ・情報伝達方法の確認

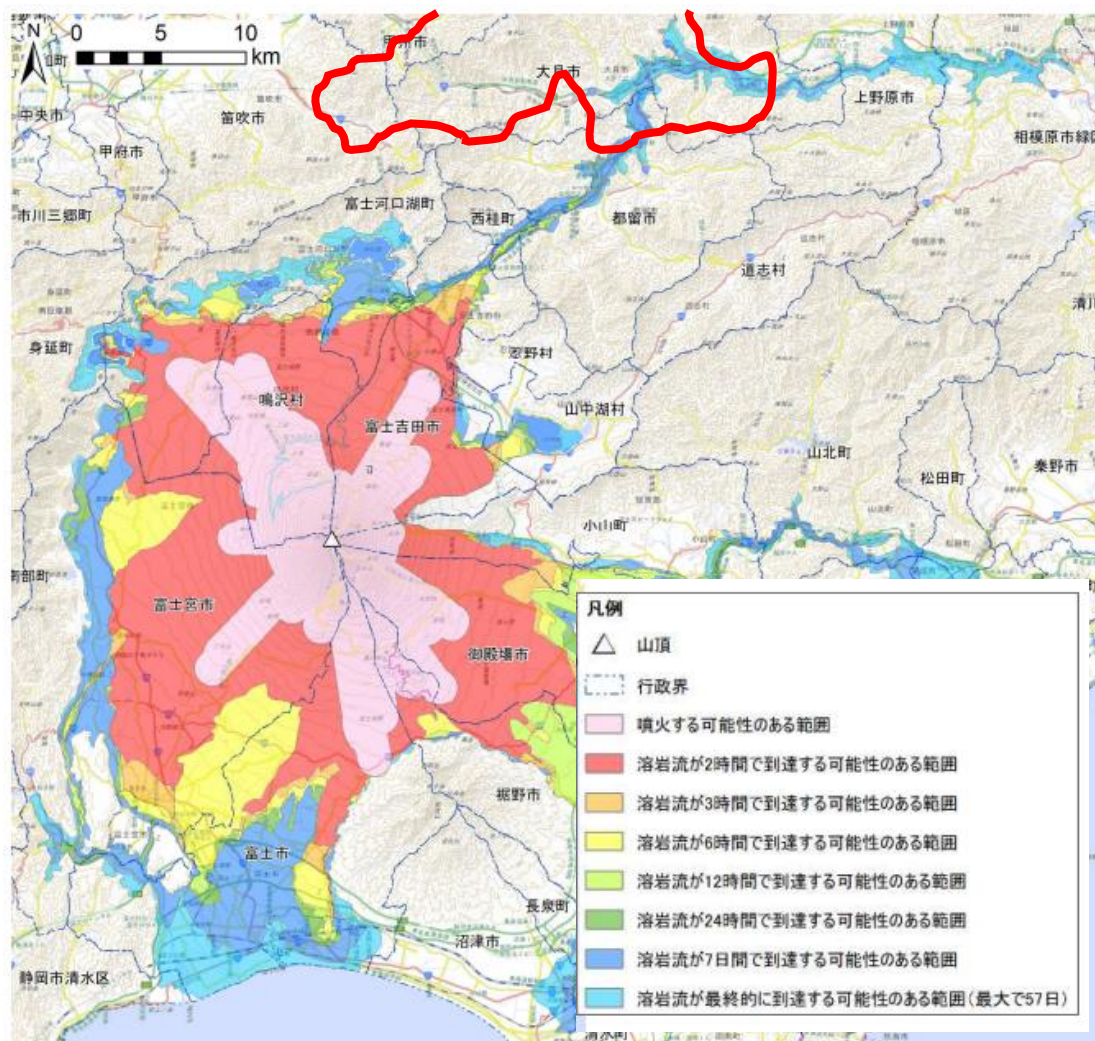
出典：避難対応ステージ 富士山火山避難基本計画（令和5年）
 ※噴火前の対応は、噴火形態に関わらず同一であることに留意する。

第6節 本市において想定される火山災害と影響想定

富士山噴火の想定について、平成16年6月に富士山火山防災協議会において富士山ハザードマップが作成され、その後の富士山に関する各種調査研究により、現在のハザードマップの想定火口範囲や溶岩流等の火山現象の影響想定範囲が拡大する可能性が明らかになったため、令和3年3月26日に、ハザードマップの改定が行われた。

市域に影響する現象は、次のとおりである。

火山現象	本市への被害想定
溶岩流	桂川（相模川）に沿って、溶岩流が最短で36時間以内の到達が想定される
降灰	市南部において約10cm、北部において約2cmの堆積が想定される
小さな噴石	直径1～5cm以上の、噴石が市内各地に落ちてくる想定がされる
降灰後土石流	降灰が1cm以上堆積し、時間10mm以上の降雨があった場合、土砂災害警戒区域等において、土石流の発生が想定される



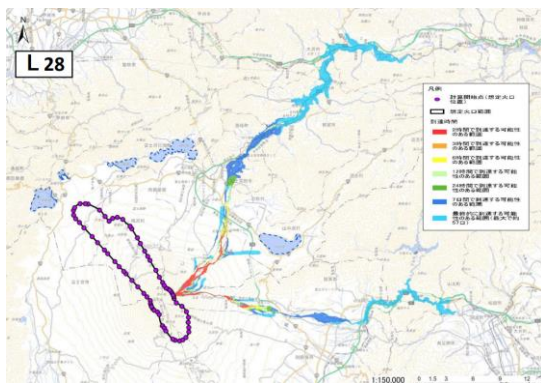
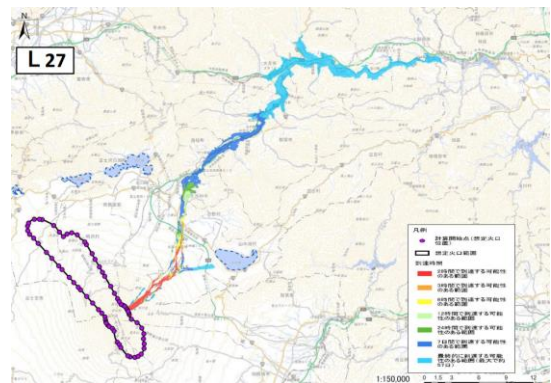
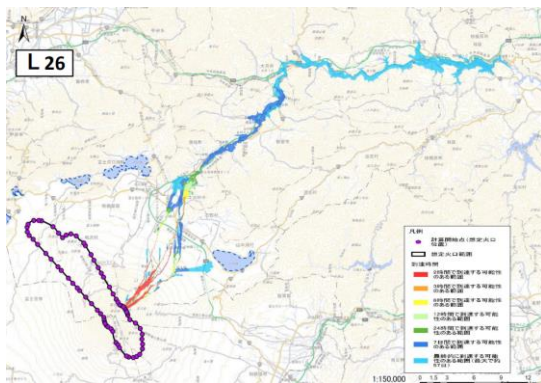
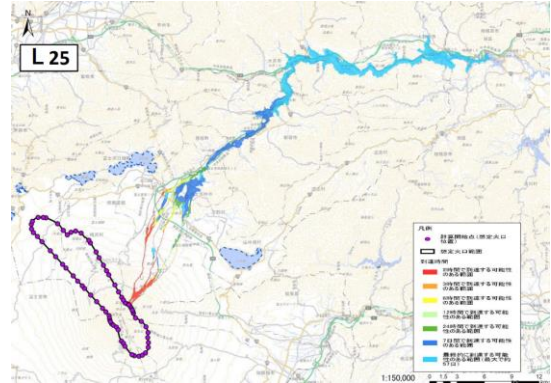
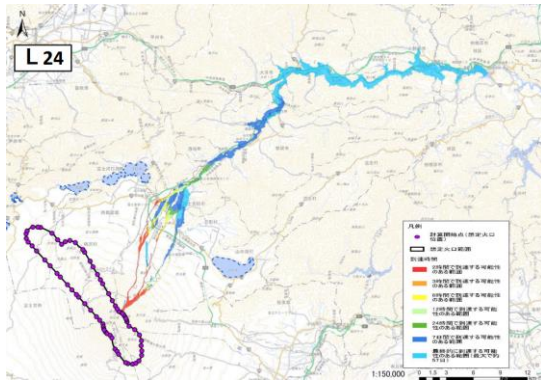
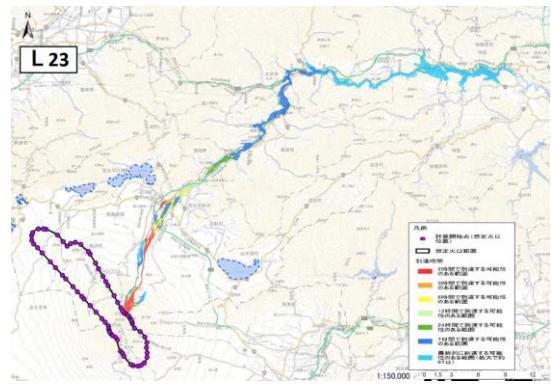
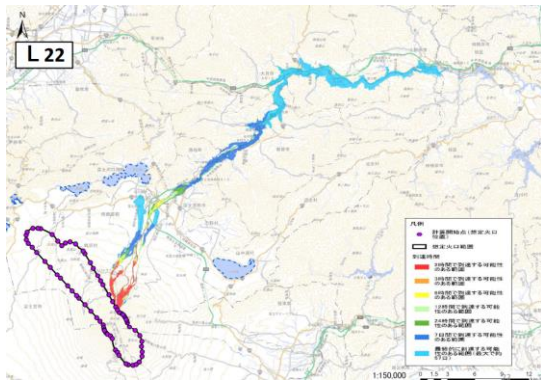
※出典：溶岩流可能性マップ 富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年）

※溶岩流ドリルマップ

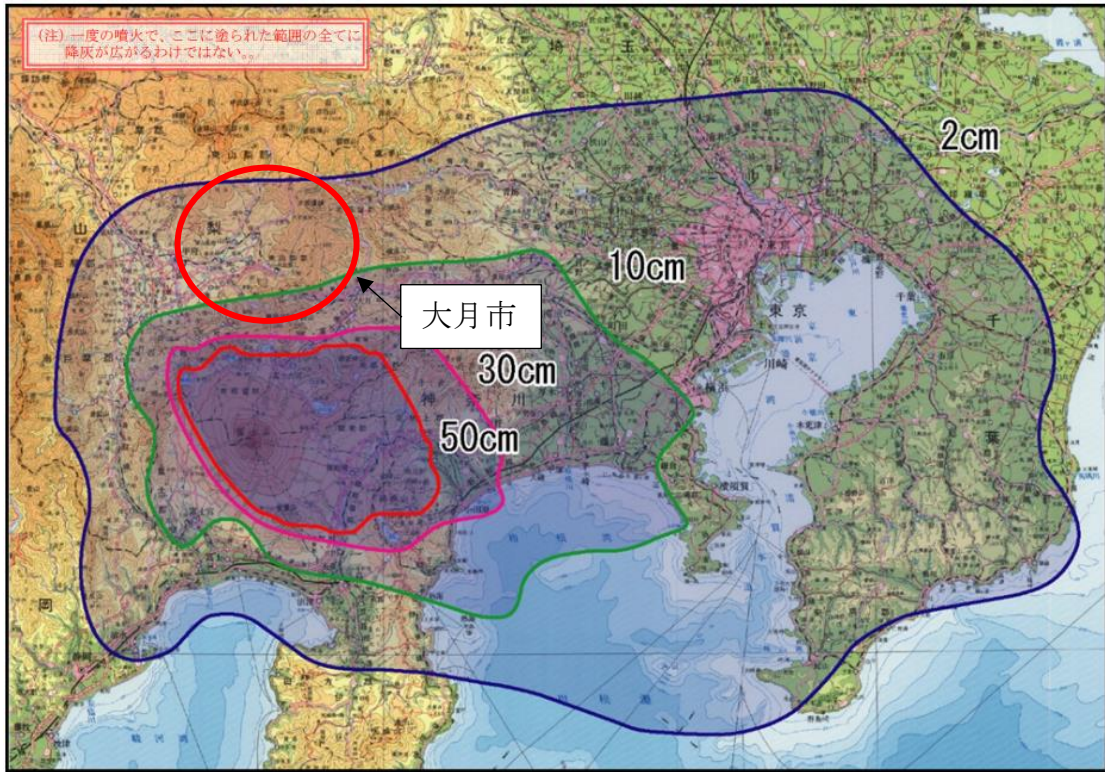
溶岩流ドリルマップは、噴火の規模ごと、火口ごとのシミュレーション結果をもとに個々の噴火口から流出した場合に、どこまで到達するかを具体的に示した図であり、住民の避難や交通規制など防災対応を検討する際に基礎となる。全252枚作成されており、本市に溶岩流が到達するとされている溶岩流ドリルマップは、以下のとおりである。

No	ドリルマップ	到達時間
1	M18	7日間で到達する可能性のある範囲
2	M19	7日間で到達する可能性のある範囲
3	M20	7日間で到達する可能性のある範囲
4	M21	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約17日)
5	M22	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約17日)
6	M23	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約17日)
7	M24	7日間で到達する可能性のある範囲

8	M25	7日間で到達する可能性のある範囲
9	M26	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約17日)
10	M27	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約17日)
11	M28	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約17日)
12	L9	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約57日)
13	L10	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約57日)
14	L11	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約57日)
15	L12	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約57日)
16	L13	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約57日)
17	L14	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約57日)
18	L15	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約57日)
19	L16	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約57日)
20	L17	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約57日)
21	L18	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約57日)
22	L19	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約57日)
23	L20	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約57日)
24	L21	7日間で到達する可能性のある範囲
25	L22	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約57日)
26	L23	7日間で到達する可能性のある範囲
27	L24	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約57日)
28	L25	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約57日)
29	L26	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約57日)
30	L27	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約57日)
31	L28	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約57日)



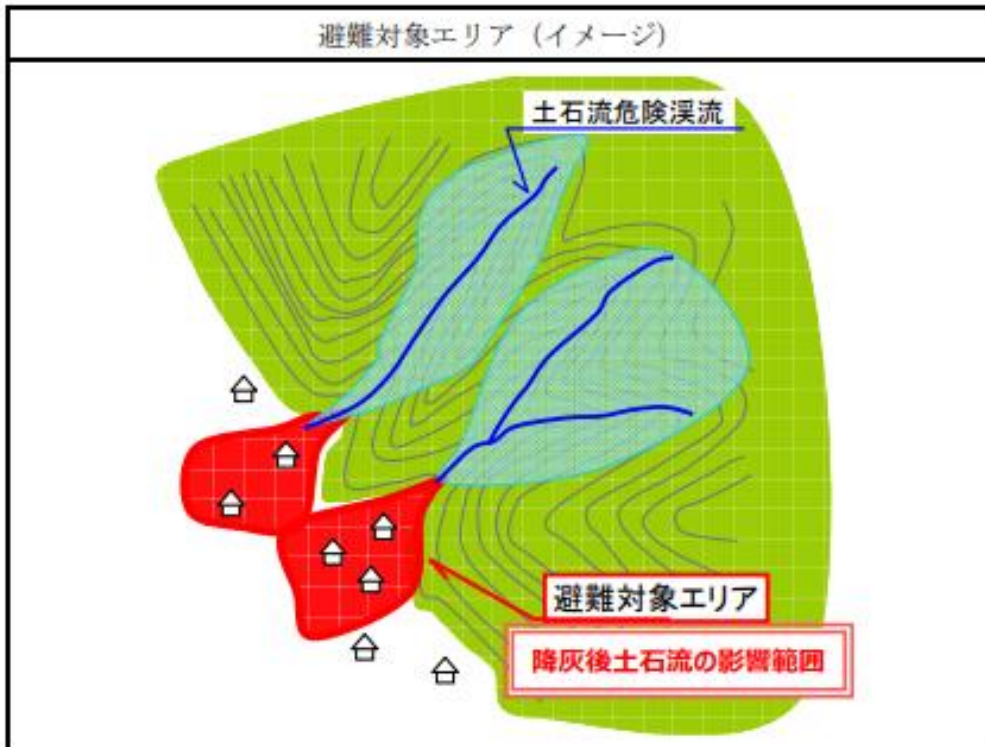
※出典：中規模噴火流ドリルマップ 富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年）
 大規模噴火流ドリルマップ 富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年）



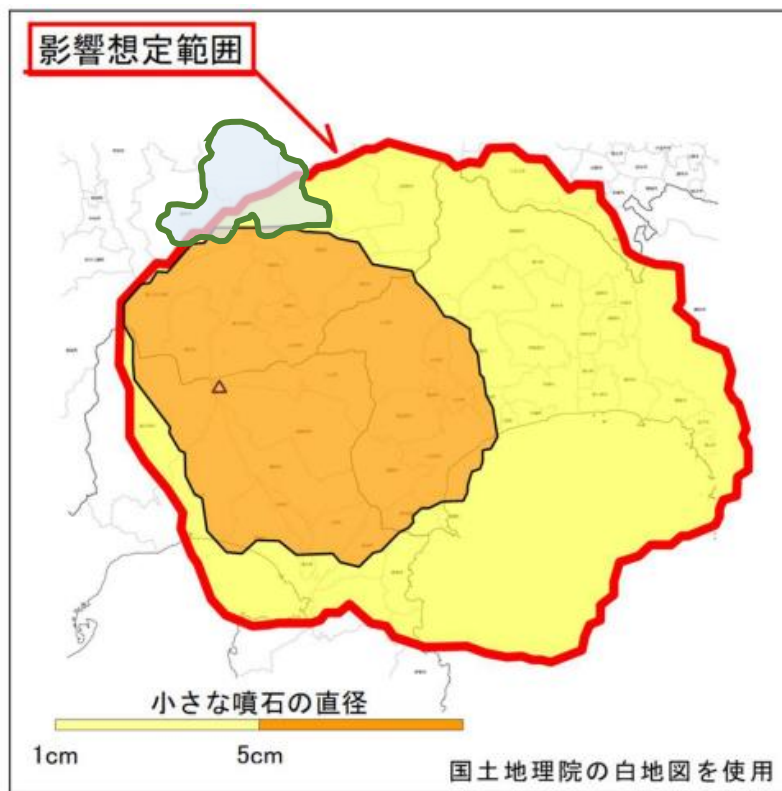
※出典：降灰の影響想定範囲 富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年）
 （宝永規模の噴火の月別降灰分布図を12ヶ月分重ね合わせた図）



※出典：降灰後土石流可能性マップ 富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年）



※出典：降灰後土石流の影響想定範囲と避難対象エリアのイメージ 富士山火山避難基本計画(令和5年)



※出典：小さな噴石の影響想定範囲 富士山火山避難基本計画(令和5年)

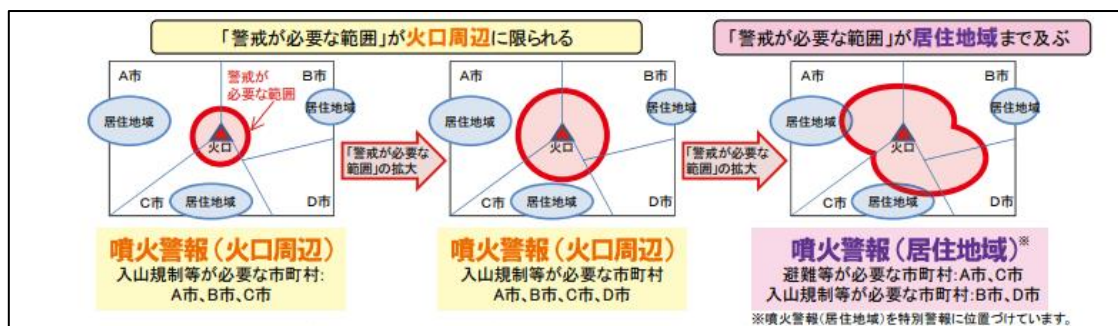
第7節 噴火警報・火山情報等の種類と発表基準

国（気象庁）の発表する噴火警報・火山情報等の種類及び発表基準と、富士山において考えられる火山の状態と想定される現象等は、次のとおりである。

第1 噴火警報・火山情報等の種類

1 噴火警報（居住地）・噴火警報（火口周辺）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予測される場合やその危険が及び範囲拡大が予想される場合に、火山名「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地）は、警戒が必要な居住地を含む市町村に対する特別警報に位置付けられる。



※出典：噴火警報・予報の対象範囲 気象庁ホームページ

2 噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

3 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災行動対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。

富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次のとおりである。

なお、富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル2の発表はしないこととしている。



平成19年12月1日運用開始
令和5年3月29日改定

富士山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (1-5)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。(状況に応じて対象地域を判断)	<ul style="list-style-type: none"> ●噴火が発生。 宝永(1707年)噴火の事例 12月16日噴火開始:翌年1月1日にかけて16日間噴火継続、大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 ●他の噴火事例 貞観噴火(864~866年): 北西山腹から大規模噴火、大量の溶岩を流出 ●体に感じる地震を含む顕著な地震活動、地殻変動の加速、噴火開始後の噴火活動の高まり等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している。 宝永(1707年)噴火の事例 12月15日朝~16日午前(噴火開始前日~直前): 地震多発、東京など広域で揺れ
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難が必要。 一部の地域では住民の避難が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●居住地域に影響しない程度の噴火が発生し、今後居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される。 ●地震活動のさらなる活発化、顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される。 宝永(1707年)噴火の事例 噴火開始数日前~:地震活動のさらなる活発化と顕著な地殻変動(推定)
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 一部の地域では住民の避難が必要。 観光客等は帰宅。	<ul style="list-style-type: none"> ●地震増加、地殻変動、浅部の低周波地震や火山性微動の断続的な発生など、火山活動の高まり。 宝永(1707年)噴火の事例 12月3日以降(噴火開始十数日前):山中のみで体に感じる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった ●火山活動が低下する過程などにおいて、居住地域に影響しない程度の噴火の発生等。
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	【レベル2の発表について】 火山活動が活発化する過程では使用せず ^{※1} 、火山活動が低下する過程などにおいて、レベル3~5から引き下げる段階で、火山活動の状況に応じて発表する場合がある。
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動が高まりがみられる。今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある。	状況に応じて登山者は下山。	●明瞭な噴気の出現や地震活動の高まりなどが認められる。 (火山の状況に関する解説情報(臨時)等 ^{※2} を発表してお知らせする)
			火山活動は静穏。	住民は通常の生活。	●火山活動は静穏(深部低周波地震の多発も含む)。	

※1) 富士山では、噴火の発生が予想される火山活動活発化の過程において、火口周辺のみに影響を及ぼす程度の噴火が発生する場所を予測することは困難であるため、火山活動活発化の過程でレベル2は発表しない。

※2) レベルの引上げ基準に達していないが、今後レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。また、レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

●最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。

<https://www.jma.go.jp/>



※出典：富士山の噴火警戒レベルリーフレット（令和5年3月29日改正）

5 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(1) 降灰予報（定時）

ア 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等 に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。

イ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

(2) 降灰予報（速報）

ア 噴火が発生した火山^{注1}に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。

イ 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

ウ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

(3) 降灰予報（詳細）

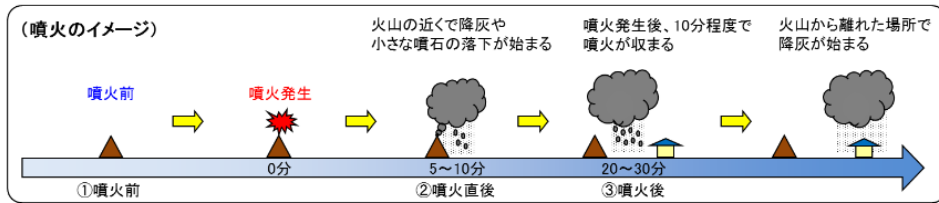
ア 噴火が発生した火山^{注2}に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。

イ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰息を速やかに伝えるため予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

ウ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、提供。

注1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表

注2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表。



①降灰予報(定時)

噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表します



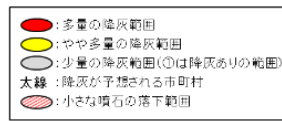
②降灰予報(速報)

噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、噴火後5~10分程度で速やかに発表します



③降灰予報(詳細)

噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火後20~30分程度で発表します



※上空の風が弱い場合、あるいは高度によって風向きが大きく変化している場合、降灰予報と実際の降灰範囲及び降灰量が異なることがあります。

※出典：降灰予報情報発表の流れ 気象庁ホームページ

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ※1		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 [外出を控える]	完全に覆われる 	視界不良となる 	外出を控える 慢性的喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫など)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm [注意]	白線が見えにくい 	明らかに降っている 	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1~0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始)	稲などの農作物が収穫できなくなったり※2、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる 	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※2

※1 掲載写真は気象庁、鹿児島市、(株)南日本新聞社による
 ※2 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による想定

※出典：降灰量階級表 気象庁ホームページ

6 火山現状に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

(1) 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(2) 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

ア 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合

イ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合^(※)

ウ このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(3) 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

(4) 月間火山概況

前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ毎月上旬に発表する。

(5) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせるために発表する。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実

一般災害編第2章 第1節「防災組織の充実」を準用する。

第2節 災害に強いまちづくり

総務管理課	市民課
福祉介護課	子育て健康課
地域整備課	教育委員会

第1 安全な土地利用

- 1 市は、火山の噴火現象等を想定し、防災上重要な施設（避難場所、高齢者や障害者・児童・乳幼児等の要配慮利用施設、危険物施設など）を設置する場合は、安全な場所に確保されるように努めるものとする。
- 2 市は、火山噴火による危険が差し迫った状況にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性及び避難所等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努めるものとする。
- 3 市は、噴火による被害軽減を図るため、土地の所有者及び利用者に対し、富士山ハザードマップに基づく噴火現象の影響予想範囲に関する情報提供を積極的に行う。

第2 公共施設等の安全性確保

市は、公共施設、避難所となる施設並びに学校及び要配慮者利用施設について、火山災害に対する安全性を考慮し、不燃堅牢化を推進するなど建物構造の強化に努める。

第3 ライフライン施設等の安全性確保

ライフライン施設管理者（事業者等）は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、施設内より集塵した降灰の仮置き場の確保及び設備の洗浄に努めるものとする。

第3節 防災関連施設・地域防災力等の把握

総務管理課	福祉介護課
子育て健康課	消防本部
消防団	

市は、防災対策を円滑に実施するため、被害が想定される地域及びその周辺における防災関連施設、防災体制、地域特性等に関するデータの整備に努める。なお、主な項目については次のとおりである。

- 1 地域の人口（昼・夜間別）、世帯数
- 2 消防職員・団員数、消防車両等の配置状況、自主防災組織の状況
- 3 輸送能力、輸送路、優先的に啓開を有する道路、交通規制実施予定区域
- 4 火山災害時における避難所の状況
- 5 避難ルート、避難場所等の状況
- 6 医療施設、社会福祉施設の所在地及び職員数、入院、入所、通所者数等の状況
- 7 広域防災拠点、ヘリポート
- 8 通年の気象データ
- 9 災害対策本部設置予定場所・施設の状況
- 10 備蓄倉庫

第4節 火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育

総務管理課	産業観光課
教育委員会	

第1 住民等に対する普及・啓発・教育

市は、災害に強い地域体制の充実及び広域的な地域防災力の向上並びに避難基本計画などの周知を図るとともに、次により富士山火山に関する基礎知識、防災対策の普及・啓発・教育に努めるものとする。

- 1 広報誌・ホームページ等の活用
- 2 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- 3 社会教育の場の活用
- 4 火山災害に関する印刷物等の作成、配布
- 5 シンポジウムや講演会等の開催
- 6 ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信

第2 防災関係機関の職員に対する防災知識の普及・教育

防災関係機関等の災害予防責任者は、職員に対し、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めるなどすることによる講習会、研修会の開催及び火山災害に関する印刷物等を配布し、火山防災知識の普及徹底及び教育を図る。

特に市職員については、先進自治体等の研究、調査を実施し、防災知識の向上を図る。

第3 観光客・観光事業者に対する普及・啓発

- 1 市は、観光協会と連携して観光客向けの防災マップ、パンフレット等を作成、観光施設、宿泊施設などにおいて掲示又は配布をし、火山防災知識の普及・啓発を図る。
- 2 市は、観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、避難基本計画の周知を図る。

第4 教職員等への普及活動

市は、教職員等を対象に学識者等専門家による講習・研修会等を開催し、火山に関する知識や理解を深めるとともに、教材や教育方法についても検討する。

第5 児童・生徒等への防災教育

市は、小学校低学年、高学年、中学生等学年別に、富士山の防災対策をはじめ、火山の基礎知識、火山の恵み、自然環境等に関するプログラムを学習内容に組み入れる等、火山に関する総合的な教育の推進に努めるとともに、保護者等に対して火山災害時の避難、保護の措置について、知識の普及を図る。

第6 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

市、防災関係機関は、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して火山災害の防災教育を実施するよう努める。

第7 普及・教育内容

- 1 火山に対する一般的知識
- 2 気象、火山災害発生原因等に関する知識
- 3 市地域防災計画及びこれに伴う防災体制
- 4 火山災害予防措置
- 5 火山災害危険箇所、適切な避難場所及び避難所、避難路等に関する知識
- 6 災害用伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- 7 過去の災害に係る教訓
- 8 避難基本計画

第5節 防災訓練

総務管理課

第1 市及び県、防災関係機関、自主防災組織、事業者等

富士山の災害の特性を踏まえ、必要に応じて風水害や地震などの様々な条件を加え、噴火を想定した防災訓練を実施、正しい知識の周知、行動の熟知、問題点の抽出を図る。

訓練にあたっては、防災関係機関の協力を得て、自主防災組織、事業者等が参加する訓練を積極的に実施する。

なお、富士山ハザードマップや噴火シナリオ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなどの実践的なものとなるよう工夫する。

- 1 総合防災訓練
- 2 関係自治体との合同防災訓練
- 3 住民（自主防災組織）における避難訓練
- 4 事業所・施設における避難・災害対応訓練
- 5 徒歩等での避難訓練
- 6 噴火警報・火山情報等の伝達訓練
- 7 通信障害を想定した災害対応訓練
- 8 災害対応訓練として実践的な図上訓練
- 9 個別訓練（家族会議等）

第2 市民

市及び県、防災関係機関、自主防災組織、事業者等が、実施する噴火を想定した防災訓練に積極的に参加し、的確な火山防災対策の体得に努める。

第6節 火山専門家との連携体制の整備

総務管理課

- 1 市は、避難範囲の設定等を行うためには、異常現象の分析、噴火の見通しに関する判断等の専門的な知識が必要となるため、地域において富士山に詳しく適宜解説等の情報交換が行える火山専門家から必要に応じ火山活動への防災対策に関する適切な指導・助言等を受けられる体制の整備に努める。
- 2 火山専門家は、富士山の監視、県を通じて得た情報等を基に、甲府地方気象台と連携しながら、県及び市町村等へ火山活動を解説する。
また、平時においては、富士山噴火対策に関する適切な指導・助言、講習会等の活動に関する協力を行う

第7節 自主防災活動

総務管理課

避難範囲内の自主防災組織は、市と連携して、次の自主防災活動に努めるものとする。

- 1 富士山ハザードマップ及び市で定めた防災避難マップに基づく噴火現象の影響予想範囲の確認
- 2 気象庁が発表する噴火警報・火山情報等の種類、発表基準及び伝達系統の確認
- 3 火山災害時の避難経路及び避難所等の確認
- 4 住民等に対する避難誘導方法の検討
- 5 避難行動要支援者名簿等に基づく避難行動要支援者の把握
- 6 要配慮者に対する支援方法の検討

7 噴火を想定した防災訓練の実施

第8節 各施設等の防災対応力の向上

福祉介護課	子育て健康課
教育委員会	

第1 要配慮者利用施設の防災対策の推進

1 要配慮者利用施設の施設管理者

- (1) 避難対象範囲内の要配慮者利用施設の施設管理者は、利用者等の安全確保、避難誘導（避難計画）、移動体制（搬送計画）等の整備に努めるとともに、保護者への連絡方法及び引渡方法等を明確にしておく。
また、平時から施設の被災などに備え、近隣市町村等の施設管理者と入所者の受け入れ等にかかる協定の締結などに努めるものとする。
- (2) 市との連携のもと、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織との日常的に連携を図り、入所者の実態に応じた協力が得られるように平時の体制づくりに努める。

2 市

避難対象範囲内の施設管理者に対して避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援を行う。

第9節 避難活動体制の整備

総務管理課	企画財政課
まちづくり創生課	特命推進課
会計課	議会事務局
短大事務局	福祉介護課
子育て健康課	産業観光課
教育委員会	消防本部
消防団	

第1 避難のための体制の整備

- 1 市は、火山災害から市民の生命及び財産等を守るため、市内各地区へ避難するための避難計画の策定に努めるとともに、噴火被害が広範囲に及んだ場合の市外への避難も想定した計画とすること。
- 2 市は、高齢者等避難、避難指示により、住民等が市内の各地区に分散して避難することに備え、事前に関係施設と避難者の受け入れなど必要な事項について連携をとれる体制の整備に努める。
- 3 市は、噴火被害が広範囲に及ぶ可能性を想定して、近隣市町村への避難が必要となる人口・車両数等の把握に努める。

- 4 市は、市外から受け入れた避難者の安否情報の収集や市外へ避難した者の情報把握の方法の整備に努める。
- 5 市は、広域応援要員のための宿泊施設や活動拠点として利活用可能な大型施設をあらかじめ把握するよう努める。また、被災地周辺の活動拠点を後方支援するための拠点として既存施設の活用を検討する。
- 6 市は、市内各地区に避難するための避難計画を策定する際、必要に応じ県と連携を図り、避難者受入れ先の確保等に関する調整等の支援を求めるものとする。
- 7 国土交通省関東整備局甲府河川国道事務所、県、富士山周辺市町村、警察、富士急行(株)は、広域避難を実施する際の協力体制を協議して体制の整備に努める。

第2 避難所の整備

市は、避難基本計画及び本計画に定める事項を基に、あらかじめ噴火による災害から避難する住民等の指定緊急避難場所及び指定避難所の整備・指定するものとし、特に次の点に留意するものとする。

- 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設にあたっては、噴火状況に応じて安全性の確認を行う。
- 2 要配慮者の避難については、できる限り再避難をさける地域とする。
- 3 大量の降灰を想定して、鉄筋コンクリート造等の堅固建物の確保に努める。
- 4 指定緊急避難場所は、原則として徒歩で避難できる範囲とする。
- 5 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努める。
- 6 避難所の整備及び運営方法等については、自主防災組織の他、各地域の様々な立場の住民と事前に協議等を行い、発災時に迅速な対応ができるよう努める。

第3 避難経路の設定

- 1 市は、速やかに住民が避難できるように、徒歩等での避難に要する時間、火山災害や土砂崩れの危険性などを考慮して、避難経路をあらかじめ設定するとともに、土砂災害の発生状況や避難可能な道路の把握、避難対象者への伝達方法をあらかじめ定めておくなど、事前対策の充実に努める。
- 2 市は、交通規制の箇所、手段等について公安委員会及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。

第4 道路啓開体制の整備

道路管理者は、火山災害によって通行に支障をきたす場合に備えるため、優先的に啓開を要する道路の選定、要員の確保及び道路啓開資機材・除灰に必要な車両の確保等を行う。また、除灰した火山灰の仮置き場の確保に努める。

第10節 災害ボランティア支援体制の整備

一般災害編第2章第14節「災害ボランティア支援計画」を準用する。

第11節 要配慮者支援体制の整備

一般災害編第2章第13節「要配慮者対策の推進計画」を準用するほか、次の火山災害特有の対策を実施する。

1 要配慮者支援体制

- (1) 地域においては、自主防災組織が中心となり、行政機関、地域組織、福祉関係団体等が協力して要配慮者の支援にあたり、日頃から連携して火山災害時の協力体制に努める。
- (2) 入院・入所施設を有する医療機関・社会福祉施設においては、入院患者等のコンディションや避難者数の規模により避難に時間を要することが想定されるため、避難開始基準に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討する。なお、「避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組の協議会統一基準」に基づいて市町村が避難促進施設として指定した施設については、スタッフ及び入院・入所者の安全を確保するため、避難確保計画を作成する。
- (3) その他、各施設においては、富士山火山避難基本計画に記載された社会福祉施設等が避難対策にあたって検討すべき事項等を参考に体制整備に努める。

2 人材確保

- (1) 市は、日ごろから手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者、外国語の通訳、通訳ボランティア等の人材の確保に努め、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努めるものとする。
- (2) 県は、障害者団体等と連携して、必要に応じて、要配慮者の支援に必要な人材の確保に関する支援体制の構築に努めるものとする。

3 乳幼児・児童・生徒の避難体制整備

富士山火山避難基本計画に定めるとおり第1次から第6次避難対象エリア内の全ての学校・児童関連施設において、噴火警戒レベルが3に引き上げられた時点で原則として速やかに休校等の措置を行う。

- (1) 休校後の引き渡し等については、各施設の立地条件に応じて、保護者への引き渡し又は集団避難後に引き渡す等の具体的な引き渡し方法を予め検討しておくものとする。
- (2) 避難対象エリア外の施設においても、大規模な降灰が生じた場合には影響が及ぶため、同様に休校措置を検討することが望ましい。
- (3) 「避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組の協議会統一基準」に基づいて市町村が避難促進施設として指定した施設については、教職員及び入院・入所者の安全を確保するため、避難確保計画を作成する。

第12節 医療救護体制の整備

一般災害編第3章第20節「医療助産計画」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

各 課 共 通

第1 基本方針

- 1 市、県及び防災関係機関は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、情報の共有化が図られ、相互連携のもと各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制について計画を定める。
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるように配慮する。
- 3 火山災害発生時における各応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるように各部局間における人員面での協力体制の整備を図る。
- 4 火山応急対策の総合かつ円滑な実施を図るため、市、県及び防災関係機関相互の連携を強化し応援体制の整備を図る。

第2 災害対策本部設置前の警戒体制、災害対策本部の設置等は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制」を準用する。

第2節 職員配備計画

一般災害編第3章第2節「職員配備計画」を準用する。

(再掲)

1 配備基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

組織	配備	配備基準	主な活動内容	配備要員
	注意配備	① 大月市に、次の注意報の1以上が発表されたとき ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・強風注意報 ・大雪注意報 ・風雪注意報	・ 災害情報の収集を行う ・ 事態の推移に伴い、速やかに第1配備に移行できる態勢を整える	総務管理課長及び防災行革担当職員2名以上の自宅待機
	第1配備	① 大月市に、次の警報の1以上が発表されたとき ・大雨警報 ・洪水警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・大雪警報 ② 市域で震度4の地震を観測したとき ③ 火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表されたとき、または火口周辺警報:噴火警戒レベル3(入山規制)が発表されたとき。	・ 災害情報の収集、伝達 ・ 応急対策活動に着手 ・ 事態の推移に伴い、速やかに第2配備に移行できる態勢を整える	・ 部等長 ・ 総務管理課長及び防災行革担当職員 ・ 次に掲げる課等の長及び必要に応じ長が指名する職員 秘書広報課、産業観光課、建設課、地域整備課
災害警戒本部	第2配備	① 大月市に、土砂災害警戒情報が発表されたとき ② 次の特別警報の1以上が発表されたとき ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・大雪特別警報 ② 市域で震度5弱、5強の地震を観測したとき ③ 噴火警報:噴火警戒レベル4またはレベル5が発表されたとき。 ④ その他市長が必要と認めたとき	・ 情報の収集、伝達 ・ 応急対策活動に着手 ・ 事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できる態勢	・ 部等長 ・ 総務管理課職員全員 ・ 全課等長及び長が指名する職員 ・ その他、情勢に応じて増員してくものとする
災害対策本部	第3配備	① 大規模な被害が発生したとき ② 市域で震度6弱以上の地震を観測したとき ③ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき ④ 富士山の噴火発生後、本市が溶岩流又は降灰等の影響を受ける可能性があるとき ⑤ その他市長が必要と認めたとき	市の組織及び機能のすべてによる応急対策活動	全職員

備考 災害の規模及び特性に応じ、この基準によりがたいと認めるときは、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

第3節 情報の伝達・収集・広報

総務管理課

第1 噴火警報・火山情報等の伝達

1 気象庁

気象庁地震火山部（火山監視・警報センター）が富士山についての火山情報を発表した場合、甲府地方気象台は、噴火警報・火山情報等についての知事への通報及び県内関係機関への伝達を行う。なお、県内への影響が予想される他火山の降灰予報についても同様の通報・伝達を行う。

2 県

- (1) 噴火警報・火山情報等を受理したときは、内容、予想される災害、とるべき措置を付加して、市町村長並びに関係機関に伝達する。
- (2) 火山専門家から火山活動状況、噴火警報・火山情報等に関する内容について助言を受けた場合、必要に応じて甲府地方気象台、市町村長、関係機関に伝達する。
- (3) 火山噴火に起因する土石流災害が急迫した場合、国とともに緊急調査¹を実施し、被害の想定される区域や時期などの土砂災害情報について、市町村長、関係機関等に周知する。

3 市

- (1) 火口周辺警報、噴火警報及び土砂災害緊急情報を受理したときは、内容、予想される災害、とるべき措置等を直ちに、防災行政無線、有線電話、広報車等で当該地域住民、観光客、登山者等に迅速かつ的確にその内容の周知徹底を図る。
- (2) 噴火予報を受理したときは、必要に応じて、内容、とるべき措置を的確に当該地域住民、観光客、登山客等に周知徹底を図る。

4 道路管理者

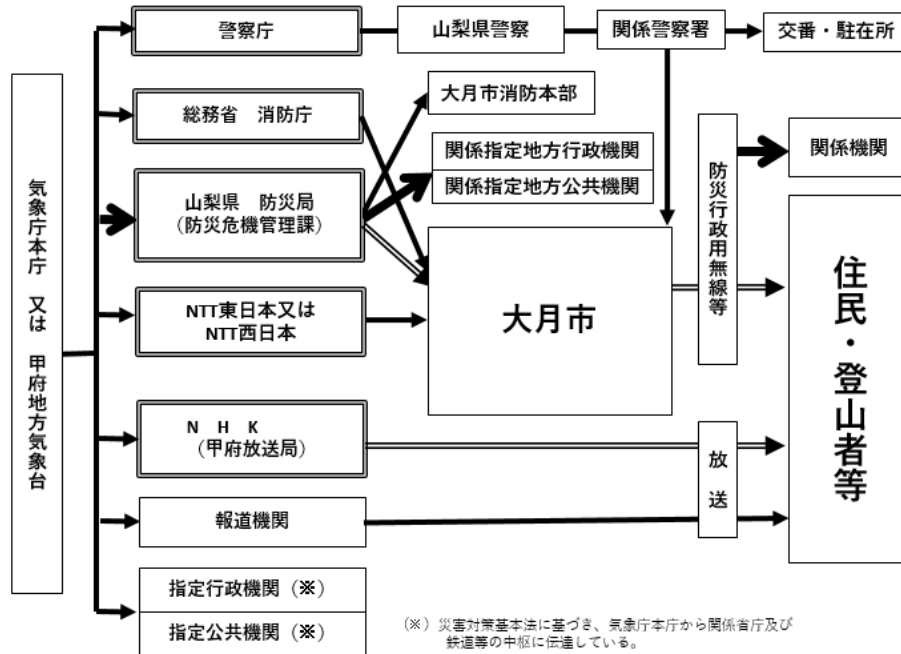
火口周辺警報及び噴火警報を受理したときは、その内容について、道路情報提供装置により伝達に努める。

¹緊急調査： 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第29条第1項に基づき、国土交通省、又は県が行う緊急調査。噴火により、降灰、火砕流として流下した火山灰その他これらに類するものが堆積し、その後降雨に伴い発生する土石流により、重大な土砂災害の発生が想定されるか否かを判断するもの。

5 伝達系統

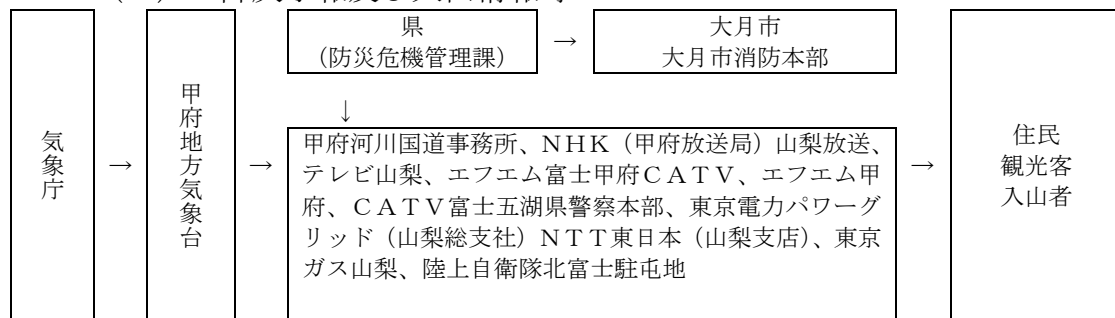
気象庁から発表される噴火警報、噴火予報、降灰予報及び火山情報等の伝達経路を示す。

(1) 噴火予報・火口周辺警報及び噴火警報



- で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9号の規定に基づく法定伝達先。
➔ の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路。
➔ 太線及び二重線の経路は、活動火山対策特別措置法第12条によって、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

(2) 降灰予報及び火山情報等



第2 入山自粛・観光客等の帰宅促進の情報伝達

- 1 市は、噴火警報が発表された場合、広報車、防災行政無線、ホームページ等を活用して、帰宅促進の広報を行う。
- 2 県は、噴火警戒レベル3が発表された場合、報道機関に対して、入山自粛呼

びかけ、観光客の帰宅促進についての報道を依頼するとともに、可能な限りヘリコプターを活用した広報を行う。

- 3 県、市及び観光協会は、観光客の誘導に当たり、互いに連携し、道路の規制及び交通機関の運行に関する情報等を収集して、観光施設、宿泊施設等に対して情報提供を行う。

第3 避難に関する情報伝達

- 1 市長は、高齢者等避難、避難指示に加え、車両の使用の可否など避難の手段等を、防災行政無線放送、有線電話、広報車等で危険地域の住民、観光客、登山者、関係機関等に速やかに伝達するほか、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。
- 2 市は、要配慮者への情報伝達にあたっては、的確な情報提供を行うよう民生委員、福祉関係団体等に協力を得て速やかに行う。
- 3 市は、避難の指示等を行った場合には、地元観光協会、関連する観光事業者に伝達し、一時滞在者の避難や帰宅促進・観光自粛等の対応を呼びかける。

第4 安否情報

市は、自主防災組織、消防団、民生委員等と協力・連携して、避難実施状況を迅速に確認するとともに、安否情報を的確に広報・案内するように努める。

第5 被害情報等の収集・伝達

- 1 被害状況の確認
 - (1) 県は、地上調査及び消防防災ヘリコプターによる上空からの調査等の多様な手段を用いて被災状況の把握を行う。
 - (2) 市は、降灰に関する広域の情報について、道路、鉄道及び電力等の各管理者等が持つ情報も収集する。
- 2 情報の伝達
市は、防災行政無線放送又は有線電話等により相互に情報を伝達するとともに、住民等に対しては、マスメディアやインターネットなどを使い定期的に情報を提供する。

第6 問い合わせ対応

市は、火口周辺警報及び噴火警報等の内容や意味、公共機関の状況等の問い合わせ対応のため総務管理課に窓口を設ける。

第4節 避難行動

総務管理課

第1 基本方針

噴火の始まる前には、地震の発生、低周波地震の増加、火山性微動等の異常現象が予想されるため、気象庁から発信される火山情報による火山活動の状況、また段階に応じて住民等を安全な地域へ避難させることを避難行動の基本とする。

第2 避難の指示等

1 市長

火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、「本節 第7 噴火現象に応じた避難活動」に基づき、危険地域の住民等に対して速やかに高齢者等避難、避難指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、報道機関等の協力を得る。この場合には、速やかにその旨を知事に報告する。

2 知事

市長が高齢者等避難、避難指示の全部もしくは大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代行して避難の指示等を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。

3 警察官

火山噴火による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要が特にある場合、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は、市長から要求があったときは、必要と認める地域居住者等に対し、避難の立退きを指示することができる。この場合には、直ちに避難の指示をした旨を市長に報告する。

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

火山災害の状況により、住民等の生命、身体に危険が切迫していると認められるときで、市の職員、避難指示に関する権限の委任を受けた職員、警察官がその場にはいない場合に限り、危険地域の住民等に対して避難のための立ち退きを指示することができる。この場合には、直ちに避難の指示をした旨を防衛大臣の指定する者に通知する。

第3 避難の指示等の内容

高齢者等避難、避難指示は、次の内容を明示して行う。なお、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を省略して、行うことができる。

<明 示 事 項>

<input type="radio"/> 避難対象地域	<input type="radio"/> 避難の指示の理由
<input type="radio"/> 避難先	<input type="radio"/> その他必要な事項
<input type="radio"/> 避難経路	

第4 警戒区域の設定

1 市長

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該地域区域から退去を命ずることができる。

2 知事

市長がその全部若しくは大部分の事務を行うことができなくなった場合には、市長に代行して、警戒区域を設定する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する市長の権限を実施する。この場合に、知事はその旨を公示する。

3 警察官

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときで、かつ市長若しくは、市の職員、警戒区域設定等に関する権限の委任を受けた職員が現場にいないとき、又は市長等から要請があったときは、直ちに警戒区域を設定する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する市長の権限を実施することができる。この場合には、直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときで、市長若しくは、市の職員、警戒区域設定等に関する権限の委任を受けた職員、警察官その場にいない場合に限り、警戒区域を設定する等の災害対策本法第63条第1項に規定する市長の権限を実施することができる。この場合には、直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。

第5 住民等が実施する自衛措置

1 住民等は、降灰時には、できるだけ外出を控え、やむ得ず外出するときは、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグル等を着用する。

2 避難行動要支援者等（介護者を含む。）、は、避難指示後では、迅速・円滑な避難が困難な場合があることから、市長から高齢者等避難の発令があった場合には、早期の避難を行う。

第6 噴火前の自主的な分散避難

避難基本計画では、噴火警戒レベル1「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された時点から噴火警戒レベル3までの段階では、地域に関わらず自家用車での避難が可能としており、自家用車による避難を希望し、親族・知人宅や遠方の宿泊施設などへ身を寄せても生活が維持できる住民を対象として、「地域のスリム化」のために避難行動要支援者の避難開始時期より前の早い段階での自主的な分散避難を積極的に呼びかけることとしている。

第7 噴火現象に応じた避難活動

市長は、火山専門家から助言等を受け火山活動状況及び火山情報に応じた避難対応を行う。

火山現象	火山活動の状況	避難対象範囲	市長の避難対応		
			住民に対して		一時滞在者に対して (観光客等)
			一般住民	要配慮者及び 避難行動要支援者	
溶岩流	本市へ溶岩流の到達が予測されるとき	溶岩流の影響想定範囲	溶岩流の流下状況を見て、避難指示を発令する。		
降灰	噴火が発生し、降灰が予測されるとき	市内全域	屋内への避難準備の呼びかけを発出		
	降灰が確認されたとき		屋内への避難の呼びかけを発出		
	降灰深が30cmを超える予測されるとき		状況に応じ、避難指示を発令する。		
降灰後 土石流	降灰後、降雨が予想されているとき	土石流危険 溪流・土砂 災害警戒区 域	状況に応じ、避難指示を発令する。		
	国交省または県が行う「緊急調査」の結果、国交省または県から「土砂災害緊急情報」が発表されたとき		状況に応じ、避難指示を発令する。		
	1cm以上の降灰が生じ、かつ時間雨量10mmを超える降雨が生じたとき		状況に応じ、避難指示を発令する。		
小さな 噴石	噴火が発生し、噴石が予測されるとき	市内全域	屋内への避難準備の呼びかけを発出		
	噴石の落下が確認されたとき		屋内への避難の呼びかけを発出		

第8 広域一時滞在

1 基本的な考え方

溶岩流からの避難は、市内での避難を基本とし、状況によっては市外への広域一時滞へ避難の拡大をする。

これまでは、溶岩流からの避難は、自家用車等による避難を基本としていた

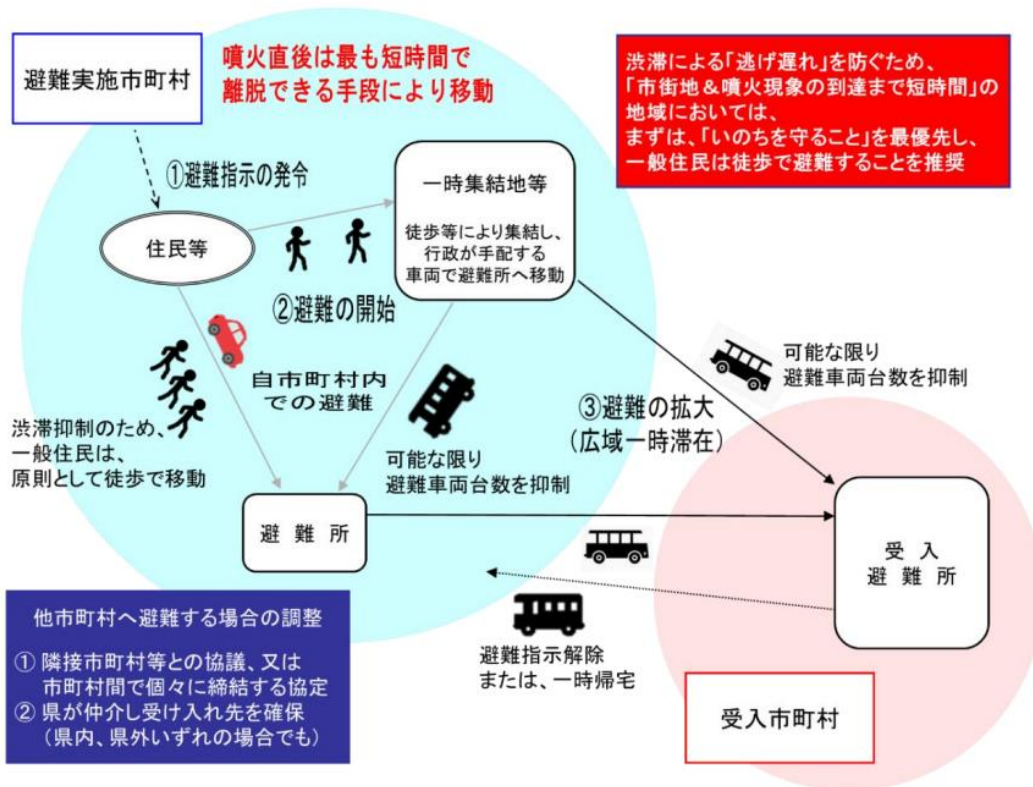


図 広域避難の受入調整フロー

が、富士山ハザードマップの改定により、深刻な渋滞の発生により逃げ遅れが懸念されるため、一般住民は、徒歩により避難所（場所）等へ移動し、必要に応じて行政が手配する車両により更なる移動を行うことを基本とする。

なお、市外への避難は同一県内の他市町村で受け入れることを基本とするが、受入市町村が広域避難者の受入れのために開設する避難所の収容可能数の不足や火山活動等の状況等から、各県への避難が必要となった場合には、県は広域避難者の受入れを要請する。ただし、被災等により各県も受け入れが困難な場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受け入れを要請する。

第5節 避難所の開設・運営

総務管理課	企画	財政課
まちづくり創生課	特命	推進課
会計課	議会	事務局
短大事務局	福祉	介護課
子育て健康課	産業	観光課
教育委員会	消防	本部
消防団		

第1 避難所の開設

- 1 市長は、火山災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を対象に、火山現象に適した避難所を開設する。
- 2 市長は、住民に避難準備の呼び掛けを実施した場合に、噴火現象に適した避難所を開設する。
- 3 市長は、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、火山災害に対する安全性を確保のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設するよう努める。

第2 避難所の運営管理

一般災害編第19節避難計画第6「避難所の開設及び運営」を準用する。

第6節 避難区域・警戒区域の見直し

総務管理課

- 第1 市長は、新たに火山災害の危険性が発生した範囲又は火山災害の危険性が解消された範囲について、安全性等を十分に確認し避難範囲の縮小又は避難解除及び警戒区域の見直しを行う。その際、必要に応じ県に助言を求めるものとする。
- 第2 県は市長が避難範囲の縮小及び避難解除や警戒区域の見直しを行う際に、必要に応じて専門的な知識を持つ、関係機関及び火山専門家等と噴火の見通しや今後の活動評価について協議を行う。

第7節 一時帰宅の実施

総務管理課

- 第1 市長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には、対象範囲を決定して一時帰宅を実施することができる。なお、一時帰宅の実施に当たっては、2次災害の防止を考慮して、警察、消防、自衛隊等関係機関の協

力を得て、十分な安全対策を講じるものとする。

第2 市長は、一時帰宅を行う場合、必要に応じ県に助言を求めるものとする。その際、県は必要に応じて、関係機関及び火山専門家等と協議を行う。

第8節 交通応急対策

総務管理課	建設課
消防本部	警察署

第1 火山災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行うものとする。また、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置について広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとする。

第2 市は、交通規制が予定される場合、および実施された場合、その内容の広報（周知）の徹底を図る。

1 山梨県地域防災計画による基本方針

- (1) 災害の危険が切迫した場合には、車両等の通行安全を確保し迅速・円滑な避難及び危険地域内での災害応急対策の円滑化を図るため、当該地域への一般車両の乗り入れは、原則として禁止又は制限する。
- (2) 被害拡大防止及び円滑な災害応急対策活動を確保するため、災害が発生している地域での一般車両の走行及び乗り入れを禁止又は制限する。
- (3) 避難路等については、優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の走行を禁止する。
- (4) 被災地域、その周辺の防災上重要な道路については、必要な交通規制を実施する。

第9節 食料及び生活必需品の調達

一般災害編第3章第2 1節「食料供給計画」・第2 2節「生活必需物資供給計画」を準用する。

第10節 飲料水の確保、給水活動

一般災害編第3章第2 4節「給水計画」を準用する。

第1 1 節 社会秩序安定のための活動

市 民 課 消 防 本 部
警 察 署

第1 警察は、被災者等の安全・安心を確保するための警察活動を推進し、公共の安全と秩序の維持に当たる。

第2 市、県、警察、消防等は連携して、地域全体が集団避難を行わなければならない事態が発生した場合の無人化した地域について、二次被害を十分に警戒しながら、治安維持活動に努める。

第1 2 節 降灰対策

総 務 管 理 課 市 民 課
建 設 課 地 域 整 備 課

第1 降灰予報等の周知

市は、降灰があった場合、県などの関係機関と協力して降灰分布を把握するとともに、甲府地方气象台等から降灰予報の情報を収集し、報道機関の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

第2 市民が実施する自衛措置

市民等は、降灰時には、できるだけ外出を控え、やむを得ず外出するときは、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグル等を着用するものとする。

第3 降灰の回収

民有地の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、市が実施するものとする。なお、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとする。

集積した火山灰の一時的仮置き場、火山灰の利用、処分等について県等と事前に検討を行う。

第4 陸上交通の復旧

1 道路管理者は、降灰により道路の通行に支障をきたすこととなった場合には、速やかに応急復旧を実施する。

2 鉄道事業者は、降灰により鉄道施設に障害が生じたときは、工事関係者等の協力を得て降灰の除去等の応急対策を実施する。

第5 水道事業者の対応

水道事業者は、降灰により水道施設に障害が生じたときは、工事関係者等の協力を得て降灰の除去等の応急対策を実施するものとする。

第13節 被害拡大防止対策

総務管理課	地域整備課
産業観光課	建設課

噴火時の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後の降雨による土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象に応じて次の対策を実施する。

第1 市・国・県・防災関係機関

緊急減災対策砂防計画が策定されたことから、以下の減災対策を実施することとする。

- 1 溶岩流・土石流流下防止（導流堤、遊砂地などの砂防・治山工事）
- 2 危険範囲からの危険物等の搬出
- 3 洪水氾濫防止（築堤）
- 4 降灰の除去（公共施設、電線の灰除去、水質汚濁防止など）

第2 降灰があった地域の住民及び事業者

堆積した降灰の除去（住宅・事業施設等）を実施する。

第14節 災害救助法の適用計画

一般災害編第3章第18節「災害救助法の適用計画」を準用する。

第15節 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画

一般災害編第3章第26節「応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画」を準用する。

第16節 残留者・行方不明者等の捜索

一般災害編第3章第27節「救助・救出計画」を準用するほか、噴火時の捜索にあたっては、二次災害を防災するため、噴火状況を把握した上で安全確保に関する万全の対策を講じるものとする。

第17節 要配慮者支援対策

一般災害編第3章第11節「要配慮者、避難行動要支援者対策計画」を準用する。

第4章 継続災害・復旧・復興計画

第1節 計画の方針

一般災害編第4章第1節「計画の方針」を準用する。

第2節 激甚災害の指定に関する計画

一般災害編第4章第2節「激甚災害の指定に関する計画」を準用する。

第3節 継続災害

総務管理課 建設課

大量の降灰があった場合には、土石流危険渓流において土石流が反復・継続して発生する場合は考えられることから、降灰後の降雨による土石流の危険予想範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。

第1 市

- 1 警戒基準雨量の見直し
- 2 警戒避難体制の確立
- 3 降雨時の避難の実施

第2 県

- 1 危険性の緊急調査の実施
- 2 土石流・泥流対策の緊急工事

第4節 風評被害発生時の防止対策

総務管理課 産業観光課

第1 市は、正確な情報の把握に努めるとともに、誤情報の拡大の兆しが確認された場合には、見解を発表し被害防止に努めるものとする。

第2 市は、風評による被害を受けた事業者に対して、その被害を回復できるよう努めるとともに、事業が継続できるような制度・仕組みについて検討を行う。

第5節 恒久住宅等の供給・再建

建設課

第1 応急仮設住宅の解消や被災者の生活の再建を図るために、恒久的な住宅の供給を推進する。

第2 市は、被害調査を実施し、住宅の必要供給戸数を算出するとともに、被災地の復興方針等を踏まえ、住宅再建手法について検討する。その際、被災者の再建意向についても聞き取り調査等により把握し、公営住宅の供給計画、資金融資等による住宅の補修・再建と供給方針を定め、被災者に速やかに提示する。

第6節 税の減免・公共料金の特例措置等

市民課 税務課

市は、必要に応じて、地方税の申告期限・納入期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等、被災者の負担軽減を図る。

第7節 噴火災害発生後の新たな地域づくり

市は、噴火に伴う被害範囲や被害状況を把握するとともに、火山専門家、学識者等の協力を得て、安全性や火山活動の継続に伴う影響範囲等の検討・調査を実施し、防災上の観点から災害危険区域の設定等、地域のあり方についての検討を積極的に行う。